

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という。）の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び執行理事たる副会長、専務理事及び常務理事をいう。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(会長)

第4条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4 ヶ月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第5条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4 ヶ月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第6条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4 ヶ月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第 7 条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- (2) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4 ヶ月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第 8 条 第5 条第2 号及び前条第1 号に規程する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第 3 章 補 則

(細 則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する(平成24年4月14日理事会決議)。
- 2 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。(平成26年11月15日総会決議)

別表 理事の職務権限

決済事項	決裁権者					
	会長	副会長		専務理事	常務理事	
		総務担当	事業担当		総務担当	事業担当
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○					
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○					
人事及び給与制度の立案に関すること	○					
重要な使用人以外の者の認容に関すること		○				
国外出張に関すること	○					
国内出張に関すること ・役員、重要な使用人 ・上記以外	○	○		○	○	
契約の締結 一件 百万 円以上 一件 百万 円未満 一件 十万円未満	○	○	○	○	○	○
支出 一件 百万 円以上 一件 百万 円未満 一件 十万円未満	○	○		○	○	
セミナー等事業の実施に関すること			○			○
会費に関すること	○					
職員の教育・研修に関すること		○		○	○	
渉外に関すること			○	○		
福利厚生に関すること		○		○		
外部に対する文書発簡 特に重要なもの	○					
重要なもの		○	○			
比較的重要なもの				○	○	○
一般事務連絡				○	○	○